

参 考 資 料

第 4 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和6年8月31日提出

議番号	件 名
95	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
96	玉名市手数料条例の一部を改正する条例
97	玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例
98	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

議第95号関係

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新							旧							
別表（第2条—第5条関係）							別表（第2条—第5条関係）							
執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期	
市長	略	略	略	略	略	略	市長	略	略	略	略	略	略	
	玉名市総合戦略審議会	略	略	略	略	略		玉名市総合戦略審議会	略	略	略	略	略	略
	玉名市九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会	(1) 九州看護福祉大学の公立大学法人化に関すること。	審議	12人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間								
	略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
（玉名市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係））							（玉名市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係））							
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）							
職名		支給別	支給額（円）	摘要			職名		支給別	支給額（円）	摘要			

略	略	略	
総合戦略審議会委員	略	略	
九州看護福祉大学の公立大学法人化検討委員会委員	且	5,800	
略	略	略	

略	略	略	
総合戦略審議会委員	略	略	
略	略	略	

議第96号関係

玉名市手数料条例の一部を改正する条例

新		旧																	
<p>附 則</p> <p>(自動交付機による交付の場合における手数料の特例)</p> <p>4 令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して自動交付機(市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を介して証明書等の交付を行う場合における手数料については、別表戸籍の部戸籍の謄抄本の交付の項中「450円」とあり、並びに同表住民基本台帳の部住民票、戸籍附票の謄抄本の交付の項、同表印鑑の部印鑑に関する証明書の交付の項及び同表税の部所得に関する証明 ただし、1年度につき1件とする。の項中「300円」とあるのは、「10円」とする。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>手数料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍</td> <td>戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)</td> <td>1通につき</td> <td>450円 (自動交付機による交付の場合においては、</td> </tr> </tbody> </table>		区分	事項	金額		戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)	1通につき	450円 (自動交付機による交付の場合においては、	<p>附 則</p> <p>(自動交付機による交付の場合における手数料の特例)</p> <p>4 令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して自動交付機(市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続された端末装置であって、証明書等の交付を受けようとする者が当該端末装置を用いて必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう_____。)を介して証明書等の交付を行う場合における手数料については、別表戸籍の部戸籍の謄抄本の交付の項中「450円」とあり、並びに同表住民基本台帳の部住民票、戸籍附票の謄抄本の交付の項、同表印鑑の部印鑑に関する証明書の交付の項及び同表税の部所得に関する証明 ただし、1年度につき1件とする。の項中「300円」とあるのは、「10円」とする。</p> <p>別表(第2条、第3条関係)</p> <p>手数料一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事項</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍</td> <td>戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)</td> <td>1通につき</td> <td>450円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	事項	金額		戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)	1通につき	450円
区分	事項	金額																	
戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)	1通につき	450円 (自動交付機による交付の場合においては、																
区分	事項	金額																	
戸籍	戸籍の謄抄本又は戸籍証明書の交付(広域交付を含む。)	1通につき	450円																

			300 円)
	略	略	略
住民基本台帳	略	略	略
	住民票、戸籍附票の謄抄本の交付	1 通につき	300 円 (自動交付機による交付の場合にあつては、 200 円)
	略	略	略
略	略	略	略
印鑑	印鑑に関する証明書の交付	1 通につき	300 円 (自動交付機による交付の場合にあつては、 200 円)
	略	略	略
略	略	略	略
税	略	略	略
	所得に関する証明 ただし、1 年度につき 1 件とする。	1 件につき	300 円 (自動交付機による交付の場合にあつては、 200 円)
	略	略	略

			略
	略	略	略
住民基本台帳	略	略	略
	住民票、戸籍附票の謄抄本の交付	1 通につき	300 円
	略	略	略
略	略	略	略
印鑑	印鑑に関する証明書の交付	1 通につき	300 円
	略	略	略
略	略	略	略
税	略	略	略
	所得に関する証明 ただし、1 年度につき 1 件とする。	1 件につき	300 円
	略	略	略

略	略	略	略
---	---	---	---

略	略	略	略
---	---	---	---

議第97号関係

玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(届出等に関する罰則)</p> <p>第10条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は 虚偽の届出をした場合 _____</p> <p>_____ においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(届出等に関する罰則)</p> <p>第10条 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

議第98号関係

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新	旧
<p>別表第2（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 資格確認書等_____の引渡し 3 資格確認書等_____の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務 	<p>別表第2（第4条関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務